

[検討事項] □委員会等の資料開示 ※要執行部協議事項

1. 考え方について

より開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有、積極的な情報公開を進めるため、議案や委員会審査等に関する資料等について、議会だよりや市議会ホームページ等を通じて公開するよう努める。

2. 福島市議会の状況

・公開していない

※情報公開条例に基づく開示請求により判断、公開している。

3. 参考条文、参考事例等

○伊賀市 第13条（委員会の活動）

委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

例) 議案書、請願書を市議会ホームページで公開

○上越市 第7条（情報の共有及び公開）

1 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。

例) 提案理由要旨、議案、委員会審査における資料等を市議会ホームページで公開